

東京大学情報システム本部特任専門職員 募集要項

- 職名及び人数： 特任専門職員（特定有期雇用職員） 1名
- 勤務地： 東京大学情報システム本部（千葉県柏市柏の葉 6-2-3）
変更の範囲：原則同一部局内
- 契約期間： 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 更新の有無： 更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、判断する。ただし、更新回数は2回、在職できる期間は令和11年3月31日を限度とする。
- 試用期間： 採用された日から14日間
- 業務内容： 全学システム運営に関する業務
- ・全学情報システムプロジェクト推進ととりまとめ業務
 - ・全学認証基盤の運用
 - ・全学システムの運営状況把握と改善
 - ・全学システム機能の運営支援
- 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
- 資格条件：次に掲げる必須条件に適合している者であること。また、期待する条件のいずれかを満たしていることが望ましい。
- 【必須条件】**
- ① Windows/Linux サーバの構築と運用の経験があること
 - ② 情報システム化の推進に貢献する熱意を持ち実現した経歴を有していること
- 【期待する条件（以下のいずれかの経験等があれば望ましい）】**
- ① システム化計画、要件定義などシステム開発における上流工程の開発経験を有している者
 - ② 情報サービス（クラウドサービス）などとの認証連携、データ連携するシステムの構築および運営の経験がある者
 - ③ Windows サーバで VB、power shell を使ってシステム化ができる者
 - ④ Linux サーバで同様にプログラミング言語と shell スクリプトを用いてシステム化ができる者
 - ⑤ SAMLによる認証基盤の運用ができる者（Shibbolethサーバの運用経験があることが望ましい）
 - ⑥ 業務システムにおける ID 利用や認証技術に関する専門的知識と技術を有している者
- 勤務日・： 週5日（月～金）
- 就業時間： 1日7時間45分（9：00～17：45 ※12：00～13：00 休憩）
時間外労働を命じることがある。

休日 : 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇 : 年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等 : 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～35万円程度（本人の資格、能力、経験等を勘案して決定）、通勤手当（支給要件を満たした場合・原則 55,000円/月まで）、超過勤務手当
加入保険 : 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募方法 : 履歴書（本学様式を <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロードして使用してください。）を下記送付先へ郵送してください。

記入例6（一般職員）を参照してください。

上記の電子ファイルを以下のURLにアップロードして下さい。

https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.jouhou-soumu.adm/IgBeLpULl_jLiQa94pVrfrwGOXAXycOQyYKHRyGc0jQemBYtA

※ファイル名は「**情シス本部_特任専門職員_氏名**」と記載してください。

※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

※平日昼間に連絡の取れる電話番号、メールアドレスを記入して下さい。

※応募書類は本募集の用途に限り使用し、返却しません。

※取得した個人情報、採用選考の目的以外には使用しません。

※書類選考の後、書類選考合格者に面接日を連絡します。

応募締切 : 令和8年3月3日（木）

※但し、適任者が見つかり次第、募集を締め切ることがあります。

問合せ先 : 〒277-0882 千葉県柏市柏の葉 6-2-3 東京大学柏Ⅱキャンパス

情報基盤センター4F

東京大学情報システム部情報戦略課総務チーム

Tel 04-7133-4658

E-mail soumu-boshu@itc.u-tokyo.ac.jp

募集者名称 : 国立大学法人東京大学

受動喫煙防止 : 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

措置の状況

その他 :

- ・取得した個人情報は、本人事専攻以外の目的には利用しません。
- ・面接にかかる旅費は支給しません。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。